

指定催しの指定通知書

年 月 日

様

八戸地域広域市町村圏事務組合
消 防 署 長

八戸地域広域市町村圏事務組合火災予防条例第51条の2第3項の規定により、下記催しを

指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの名称	
催しの開催場所	
催しの開催期間	

教 示

この指定に不服がある場合は、この指定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この指定については、この指定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合を被告として、指定の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において八戸地域広域市町村圏事務組合を代表する者は八戸地域広域市町村圏事務組合管理者となる。）。

なお、この指定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に八戸地域広域市町村圏事務組合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この指定（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの指定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。